

団体活動のための補償制度

スポーツ／文化活動／ボランティア活動

あらまし

スポーツ安全保険®

小さな掛金で充実補償



熱中症も対象



ネットで簡単手続き



3つの補償が皆様の活動をサポート



傷害保険

傷害による入・通院、手術、
後遺障害、死亡を補償
※熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も対象



賠償責任保険

対人・対物事故により負った
法律上の損害賠償責任を補償



**突然死
葬祭費用保険**

突然死(急性心不全、脳内出血など
による死亡)に際し、親族が負担
した葬祭費用を補償

1 加入区分・掛金・補償額

2 3

P.2、P.3とを
合わせてご覧ください。

●団体活動を行う**4名以上**の方々でご加入ください。

団体の年齢、スポーツ活動の有無、スポーツ活動の種類および補償範囲によって加入区分が異なります。

加入対象者	加入区分 加入区分は加入者ごとにご選択ください。	補償対象となる団体活動（学校管理下を除く） ※加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。	スポーツ活動	文化活動等	危険度の高いスポーツ活動
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	A1	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	○	○	×
大人 (高校生以上)	C 64歳以下	スポーツ活動 (指導・審判を含む) ⚠ 64歳以下はC区分、65歳以上はB区分となります。 年齢の判断は、「令和7年4月1日」を基準とします。	○	○	×
	B 65歳以上		○	○	×
	A2 A2区分は65歳以上の方も加入できます。	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体の送迎 ※送迎中の自動車事故については、賠償責任保険の対象となりません。	×	○	×
全年齢	D	危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む)	○	○	○
ワイドコース(個人活動補償型)	子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	AW A1区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動も対象	○	○	×
	CW 64歳以下	C区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動も対象 ⚠ 64歳以下はCW区分、65歳以上はBW区分となります。 年齢の判断は、「令和7年4月1日」を基準とします。	○	○	×
	BW 65歳以上		○	○	×

■スポーツ活動とは、次の活動を言います。

運動競技および身体運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。なお、次の活動もスポーツ活動となります。(危険度の高いスポーツ活動はD区分での加入となります。)

- 各種体操、太極拳、ヨガなどのフィットネス ●各種ダンス、バレエ、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、パントワリング、カラーガードなどのダンス、踊り
- ウォーキング、ハイキング、釣り、キャンプ、サイクリングなどの野外活動 ●運動会、球技大会など

■A2区分ではスポーツ活動(指導・審判を含む)中の事故は補償の対象とはなりません。

ボランティア、地域活動、団体活動の支援であってもその活動にスポーツ活動が含まれる場合や、加入団体でのスポーツ活動中の事故を含めて補償を受けたい場合は、C区分、B区分またはD区分でご加入ください。

⚠ 全ての加入区分におけるご注意

■この保険は同一団体に1口しか加入できません。 ■複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。 ■年度途中での加入区分の変更はできません。

傷害保険

入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。)手術保険金についてはP.5傷害保険「支払われる保険金」(5)をご覧ください。

賠償責任保険

自動車事故によって賠償責任を負った場合は対象外となります。
P.6賠償責任保険「保険金が支払われない主な場合」(2)③をご確認のうえご加入ください。

中途加入・中途脱退の場合でも年間掛金を適用します。

年間掛金
(1人当たり)

対象
範囲



傷害保険金額

死亡

後遺障害
(最高)

事故の日からその日を含めて180日以内

入院 (1日目から/
日額 180日限度)

通院 (1日目から/
日額 30日限度)



賠償責任保険
支払限度額
(免責金額なし)



突然死葬祭
費用保険
支払限度額

800円

団体活動中
とその往復中

3,000万円

4,500万円

4,000円

1,500円

対人・対物賠償
合算1事故 | 5億円
(ただし、対人賠償は1人 1億円)

180万円

1,850円

団体活動中
とその往復中

2,000万円

3,000万円

4,000円

1,500円

対人・対物賠償
合算1事故 | 5億円
(ただし、対人賠償は1人 1億円)

180万円

1,200円

団体活動中
とその往復中

600万円

900万円

1,800円

1,000円

対人・対物賠償
合算1事故 | 5億円
(ただし、対人賠償は1人 1億円)

180万円

800円

団体活動中
とその往復中

2,000万円

3,000万円

4,000円

1,500円

対人・対物賠償
合算1事故 | 5億円
(ただし、対人賠償は1人 1億円)

180万円

11,000円

団体活動中
とその往復中

500万円

750万円

1,800円

1,000円

対人・対物賠償
合算1事故 | 5億円
(ただし、対人賠償は1人 1億円)

180万円

1,450円

団体活動中
とその往復中

3,100万円

4,650万円

5,000円

2,000円

対人・対物賠償
合算1事故 | 5億500万円
(ただし、対人賠償は1人 1億500万円)

180万円

上記以外

100万円

150万円

1,000円

500円

対人・対物賠償
合算1事故 | 500万円

対象外

熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。

4,850円

団体活動中
とその往復中

2,100万円

3,150万円

5,000円

2,000円

対人・対物賠償
合算1事故 | 5億500万円
(ただし、対人賠償は1人 1億500万円)

180万円

上記以外

100万円

150万円

1,000円

500円

対人・対物賠償
合算1事故 | 500万円

対象外

就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。

5,000円

団体活動中
とその往復中

700万円

1,050万円

2,800円

1,500円

対人・対物賠償
合算1事故 | 5億500万円
(ただし、対人賠償は1人 1億500万円)

180万円

上記以外

100万円

150万円

1,000円

500円

対人・対物賠償
合算1事故 | 500万円

対象外

就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。

■危険度の高いスポーツ活動とは、次の活動を言います。

- 山岳登山(注1) ●アメリカンフットボール ●ボブスレー、リュージュ、スケルトン ●スカイダイビング
- 航空機(グライダーおよび飛行船を除く。)の操縦 ●超軽量動力機(注2)、ハンググライダー(注3)、ジャイロプレーンの搭乗
- その他これらに類するスポーツ活動

(注1) 冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミング(スポーツクライミングを除く。)など特殊な技術と経験を要するもの。(具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)

(注2) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

(注3) パラグライダーの搭乗は、C区分またはB区分となります。

■加入手続きに不備があると、保険金が支払われないことがあります。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

2 加入対象・補償範囲・補償期間など

■加入対象となる団体

スポーツ安全保険には

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う
4名以上のアマチュアの団体・グループ（以下「団体」と表記）がご加入になれます。



ご加入いただける団体の例：スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ、企業・大学・地域のクラブ活動、各種同好会、各種教室・講座、老人クラブ、ボランティア団体、学童クラブ、放課後子ども教室、町内会、PTAなど。



家族だけでの活動、プロスポーツ、営利活動を行う団体は加入できません。
（会員制スポーツクラブ等の場合、その会員・参加者は加入できます。）

■補償対象となる事故の範囲



■加入手続きを行った団体の活動に関する、**日本国内**での次の事故が補償の対象となります。

団体での活動中：団体の管理下における**団体活動中**（注1）の事故

往復中：団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅（注1）との通常の経路往復中の事故

※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

（注1）「団体の管理下における団体活動中」、「自宅」の定義はP.6  **各種解説②③**をご覧ください。



■**学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外** **学校管理下か否かは、学校長の判断によります。**

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」と表記）が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。

■次あげるものは「団体の管理下における団体活動」とはならず対象外

- 加入団体での活動と同一の競技種目・活動内容であっても、P.6  **各種解説②**の要件を満たさない場合
（例1）ソフトボールの団体に加入しているメンバーの数名が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合
（例2）自転車や陸上競技、スキー、剣道などの団体に加入しているメンバーが、単独で練習に出かけた場合

■補償期間

掛金の支払日が令和7年3月31日以前の場合
令和7年4月1日午前0時から

掛金の支払日が令和7年4月1日以降の場合
掛金の支払日の翌日午前0時から

**令和8年3月31日
午後12時まで**

※4月1日以降の追加加入手続きで、大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす場合、団体への入会手続き完了時から補償開始となります。

■その他

加入人数

令和7年度の初回加入時には**4名以上**のご加入が必要です。
（追加加入の際には、1名からでもお手続きができます。）

中途加入
中途脱退

途中で団体が増えた場合には、追加加入する団体員のみを入力のうえ、お手続きください。
中途加入をする場合でも年間掛金が適用されます。また、中途脱退する場合は、掛金の返戻はありません。
（加入後の加入者の入替はできません。）

証拠書類

この保険契約の保険証券は保険契約者である（公財）スポーツ安全協会に対して発行されており、各団体・被保険者に対して保険証券は発行されません。**必要に応じてPCでスポあんネットにログインのうえ、加入手続履歴にて印刷可能な団体員名簿および領収書を印刷してください。これらが加入者証の代わりとなります。**

団体情報の変更

加入手続後に団体情報（団体名、代表者、事務担当者情報）の変更があった場合には変更手続きが必要です。
スポあんネットにログイン後、「各種変更」よりお手続きください。

P.5は次ページにP.6との見開きで掲載

3 支払われる保険金・保険金が支払わ

対象となる事故



傷害保険

被保険者が日本国内において**団体での活動中**および**往復中**に、**急激で偶然な外来**の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院が補償されます。

※AW・BW・CW区分にご加入の場合は、上記に加え、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を除きます。



● 団体活動中のケガ



● 団体活動への往復中、車にはねられてケガをした場合



賠償責任保険

被保険者が日本国内で行う**団体での活動中**および**往復中**に、またはそれを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、**法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。**

※AW・BW・CW 区分にご加入の場合には、上記に加えて、「団体での活動中およびその往復中」以外に発生した賠償事故も対象となります。

- (例1) 野球で打ったボールが道路走行中の他人の車に損害を与え、プレイヤーが損害賠償責任を負う場合
(例2) 子ども会の行事で海水浴をしている間に、子どもがおぼれて亡くなり、指導者が管理上の賠償責任を負った場合
(例3) 団体活動への往復中、自転車で過って通行人とぶつかりケガをさせた場合
(例4) 団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを過って割ってしまった場合



例1



例3



突然死葬祭費用保険

被保険者が日本国内において**団体での活動中**および**往復中**に**突然死**(※)した場合で、**被保険者の親族が葬祭費用を負担したとき**に対象となります。

※突然死とは、急性心不全等の心血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患および大動脈解離等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。

- ① 団体での活動中および往復中の死亡
② 団体での活動中および往復中に顕著な体調変化が確認(※1)され、そのときから24時間以内の死亡(※2)。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限りします。
(※1) 被保険者以外の第三者により確認されたものに限りします。
(※2) 顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。



支払われる保険金

(1) 事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金支払いの対象となります。**ただし、通院保険金の支払日数は、1事故について30日が限度となります。**

(2) 入院・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の治療とみなされます。

(3) 死亡された場合、死亡保険金額の全額が支払われます。ただし、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額から既に支払われた金額を控除した残額が支払われます。

(4) 後遺障害保険金は、以下の金額が支払われます。

・約款で定める第1級に該当する後遺障害は後遺障害保険金最高額

・約款で定める第2級～第14級に該当する後遺障害は、死亡保険金額の4%～89%

なお、保険期間を通じ約款記載の保険金額が支払限度となります。

(5) 治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合**に、保険金が支払われます。

お支払額 入院中の手術:入院保険金日額の10倍
入院中以外の手術:入院保険金日額の5倍

ただし、1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回に限られます。1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみが支払われます。

※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。※支払対象となる「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、治療を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)

(6) 通院しない場合においても、**約款所定の部位に傷害を被った場合で、その部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着した場合**、その日数に対し、通院保険金が支払われます。

(7) 入院、通院とも医療費の実費ではなく、**1日当たりの定額保険金が支払われます。**

(8) 同一治療日における入院保険金と通院保険金は、重複して支払われません。

(9) 入院・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても、入院・通院保険金は重複して支払われません。

(10) これらの保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金などと関係なく支払われます。

(1) 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金が支払われます。

① 被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に東京海上日動の同意が必要です。

② 東京海上日動の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の訴訟費用

③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、東京海上日動の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または東京海上日動の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤ 東京海上日動の求めに応じて協力するために支出した費用

上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金が支払われます。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の訴訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金が支払われます。

(2) 損害賠償金は、被害者、他の者(たとえば施設の管理者)の責任割合を勘案して決定されます。賠償事故は、加害者の一方的な過失によるものだけでなく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、**示談等については、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。**

なお、この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「**示談代行サービス**」はありません。

そのため、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになります。

(3) この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおりとなります。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

(1) 被保険者の親族が負担する次の葬祭費用に対して、180万円を限度として、その実費が支払われます。

<保険金の支払い対象となる葬祭費用>

通夜、祭壇、火葬、戒名料、お布施、献花、埋葬、石塔、墓石、墓地、仏壇、香典返し等、葬祭に要した一切の費用(初七日・四十九日法要などその後の費用を含みます。)

(2) 保険金の支払いに際し、領収証や振込明細票等、支出額・支出内容のわかる資料をご提出いただき、資料のご提出が困難な費用(お布施等)に関しては、費用負担者のご申告に基づき、保険金が支払われます。

(3) この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおりとなります。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。他の保険契約で保険金や共済金が支払われている場合は、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

れない主な場合

× 保険金が支払われない主な場合

(1) 次のような事由により生じた傷害

- ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
- ③被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失
- ④被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)
- ⑤地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など

※テロ行為によるケガは対象となります。

- (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
- (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。)
- (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害
- (5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害
- (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
- ①急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費

用保険の対象となります。)

- ②野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害

- ③成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など) など

- (7) 他の身体の障害または疾病の影響

ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

- (8) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 など



(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害

- (例) サッカーで蹴ったボールが相手に当たり、ケガをさせた場合や、かけているメガネを破損させた場合
- ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしても、不可避免的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。

(例) 体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備が原因で、構成員などがケガをした場合

※この場合、施設の管理・運営者に賠償責任が発生し、団体員個人に賠償責任は発生しないものと考えられます。

(2) 次のような事由に起因する損害

- ①被保険者の故意
- ②被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打
- ③自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)、航空機(グライダー、飛行船およびモーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)、船舶(人力または風力を原動力とするものを除く。))の所有、使用または管理
- (例) 集合場所へ行く途中、自動車で事故を起こして賠償責任を負った場合は支払われません。ただし、自身のケガは、傷害保険の対象となります。

- ④狩猟
- ⑤地震、噴火、洪水、津波または高潮、戦争、変乱、暴動、うごきょう、労働争議など
- ⑥サイバー攻撃
- (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任

(1) 次のような事由により生じた突然死

- ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
- ③被保険者の心神喪失
- ④被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置
- ⑤地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など

(2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。)

(3) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死

- (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故

- (5) 傷害保険の死亡保険金の支払い対象となる死亡

- (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など

各種解説

1 被保険者とは

当保険において補償を受けることができる方をいいます。

当保険では加入手続きを行った際にご提出いただいた団体員名簿に記載のある方が被保険者となります。ただし、賠償責任保険に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者とします。

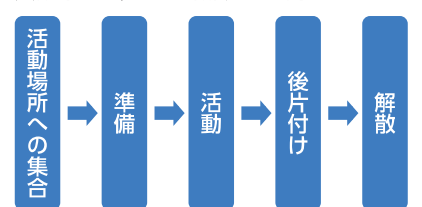
2 団体の管理下における団体活動とは

次の2つの条件をいずれも満たす活動をいいます。

・日時、場所、内容等、団体が定めた活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従った活動

・加入時にご提出いただいた団体員名簿に記載された者が集って行う活動

具体的には集合から解散までの間となります。



※合宿などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となります。

なお、団体の指示に基づいた次の活動については「団体の管理下における団体活動」として扱います。

- 被保険者が団体の代表として、団体代表者の承認を得て、国、地方公共団体、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本レクリエーション協会等(加盟団体およびその傘下団体を含む。))が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会または競技会に参加して行う活動

(注) 競技会における事故は補償されますが、別途、選抜チーム・トレセン等の管理下で実施される活動(練習・合宿等)は補償されません。その際には選抜チーム・トレセンの団体としてご加入ください。

- 大会説明会、抽選会への出席等、団体の運営上必要な付随活動

- 昇級、昇段試験または資格取得の各種審査会等に参加して行う活動 など

3 自宅とは

被保険者の居住の用に供する建物(敷地を含む。))をいいます。

ただし、アパート、マンション等の共同住宅においては、ドアより内側の専用居住区画(専用使用権のある共用部分を含む。))をいい、学生寮、寄宿舎等の共同宿舎においては建物(敷地を含まない。))をいいます。

例えば、集合場所に向かう際に自宅内で発生した事故については、往復中の事故には含まれず補償の対象とはなりません。

P.6は前ページにP.5との見開きで掲載

重要事項説明書

制度概要・注意喚起情報のご説明

- 制度概要は、当補償制度の内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。お手続きをいただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報は、当補償制度に加入依頼をいただくにあたり、被保険者の方にとって不利益となる事項など、特にご注意ください情報に記載したものです。お手続きいただく前に必ずお読みください。
- 本説明書は当補償制度に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「(公財)スポーツ安全協会ホームページ」に掲載されている保険約款等によりますが、ご不明点等については(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までご連絡ください。
- 団体構成員の皆様にも本説明書の内容をご説明いただきますようお願いいたします。

制度概要の説明

- 1. 制度の仕組み**：スポーツ安全保険は、傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険からなります。
- 2. 契約者**：スポーツ安全保険は、公益財団法人スポーツ安全協会に加入依頼手続きを行った社会教育関係団体の構成員を被保険者として、同協会が取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社8社(令和7年4月予定。以下同様)との間に一括契約をしています。
- 3. 補償期間**：令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで。ただし、令和7年4月1日以降の加入手続きの場合の補償開始期は、加入手続きを行った翌日午前0時からとなり終期は令和8年3月31日午後12時までです。
- 4. 引受条件**：
 - ①加入対象者：4名以上の社会教育関係団体
 - ②補償額、掛金：①加入区分・掛金・補償額をご覧ください。
 - ③被保険者：加入依頼手続きを行った際に提出をした団員名簿に記載のある方が被保険者となります。賠償責任保険に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者としてします。前記の統柄は損害の原因になった事故発生時におけるものをいいます。
- 5. 補償の内容**：日本国内において被保険者の所属する団体の管理下における団体活動中および団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中に発生した次の事故が対象となります。ただし、学校および保育所の管理下を除きます。詳細は③支払われる保険金・保険金が支払われない主な場合をご覧ください。
 - ①傷害保険：急激で偶然な外来の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)に起因する死亡、後遺障害、入院、手術、通院
 - ②賠償責任保険：他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合
 - ③突然死葬祭費用保険：急性心不全、脳内出血などによる、被保険者の突然死に際し、親族が葬祭費用を負担した場合
※AW・BW・CW区分にご加入の場合は、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。
- 6. 満期返戻金、契約者配当金および中途脱退における返戻金**：この制度には、満期返戻金、契約者配当金および中途脱退における返戻金はありません。

注意喚起情報

- 1. 補償の重複に関するご注意**：賠償責任の補償は、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(特約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、当保険への加入可否をご検討ください。他の保険契約のみとする場合、次の点にご注意ください。
 - ①将来、そのご契約を解約したときには、特約を含めて補償がなくなります。
 - ②同居から別居への変更等により補償がなくなることがあります。
- 2. 加入に関する注意事項等**：
 - (1)ご加入時における注意事項
団員名簿に必要な事項はご加入に関する重要な事項となりますので、正しくご入力いただく必要があります。また、加入区分誤り、掛金の不足等などがありますと、保険金が支払われないことがあります。
 - (2)ご加入後における留意事項
団名、代表者情報の変更があった場合は、スポあんネットの「各種変更」メニューにて変更してください。
 - (3)次回更新加入のお引受け
保険金請求にあたり、約款に違反することがあった場合等は、次回以降の加入依頼の受付をお断りさせていただくことがありますので予めご了承ください。
- 3. 補償開始期**：
 - 令和7年3月31日以前に加入手続きを行った場合は、令和7年4月1日午前0時から。
 - 令和7年4月1日以降に加入手続きを行った場合は、加入手続きを行った日の翌日午前0時から補償が開始されます。
- 4. 保険金をお支払いできない主な場合**：学校および保育所の管理下で行われる活動は補償対象となります。傷害保険、賠償責任保険および突然死葬祭費用保険のその他の主な免責事由は、③保険金・保険金が支払われない主な場合をご覧ください。
- 5. 保険金のご請求・お支払いについて**：事故が発生した場合の手続き等についてはスポあんネットの「事故通知」もしくはP. 8の事故のご連絡先までお問い合わせください。保険金のご請求にあたり、約款に定める書類のほか、各種証明または証拠となる書類を別途ご提出いただく場合があります。被保険者が保険金を請求できず、かつ、代理人がいない場合は、被保険者のご家族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として、保険金を請求できる場合があります。詳細は、**スポーツ安全協会ホームページ「事故のときは」記載のお問い合わせ先**もしくはP. 8の事故のご連絡先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。(上記代理人規定は賠償責任発生には適用されません。)賠償責任保険

において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。そのため、被保険者が賠償責任保険金(費用保険金を除く。)をご請求できるのは、①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合、②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合、③被保険者の指図に基づき、保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合、のいずれかの場合に限られます。

- 6. 共同保険について**：この保険契約は、損害保険会社8社による共同保険契約であり、東京海上日動が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。共同引受保険会社および引受割合については東京海上日動までご確認ください。
- 7. 保険会社破綻時の取扱い**：引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。詳細については下記「東京海上日動までご確認ください」。
- 8. 個人情報の取扱いについて**：(公財)スポーツ安全協会は、スポーツ安全保険の加入依頼により取得した氏名、年齢、性別等の個人情報を、本保険の加入受付の審査および保険契約の締結に関する業務並びに保険期間終了時の案内等に利用するとともに、共同保険会社8社の幹事会社である東京海上日動に提供し、引受保険会社は保険金の支払等保険契約の管理・履行およびこれらに付帯するサービスの実施等に利用します。なお、当協会における個人情報の保護方針等については「(公財)スポーツ安全協会ホームページ」、幹事会社における個人情報の取扱方針等については「東京海上日動のホームページ」をご覧ください。
- 9. 被保険者からの申し出による加入取り消し**：被保険者からの申し出により、保険金ご自身の加入を取り消すことができる場合があります。詳細については東京海上日動までご確認ください。なお、中途での加入取り消しの場合、返戻金はありません。
- 10. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について**：
 - ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
 - 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
 - ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
 - 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

●東京海上日動火災保険株式会社

ご加入および保険に関するご意見・ご相談
東京海上日動火災保険株式会社 担当課：公務第二部 文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階

☎ 0120-233-801

事故のご連絡・ご相談は、**スポーツ安全協会ホームページ「事故のときは」**もしくは本あそらましP.8 事故のご連絡先記載のお問い合わせ先にて承ります。
【受付時間：9:00～17:00(土・日・祝日等は休みです。)]

●(一社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(一社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

☎ 0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間：平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休みです。)]

●ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、当補償制度がご加入団体のご希望に合致した内容であること、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等を確認させていただくものです。お手数ですが、下記事項について、再度ご確認くださいませようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

- | |
|---|
| 1.当補償制度が以下の点でご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。 |
| ①保険金のお支払事由 ②お支払いする保険金の種類・補償金額 ③補償期間 ④掛金 |
| 2.団員名簿の加入区分、氏名、性別、年齢が正しくご入力されているかご確認ください。 |
| 3.重要事項説明書(制度概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。 |

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「補償の重複に関するご注意」が記載されていますので必ずご確認ください。

この保険の詳細は、スポーツ安全協会ホームページに掲載されている保険約款および特約書によります。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までおたずねください。また、団体構成員の皆様へ「スポーツ安全保険のしおり」等を配布し、本保険について周知いただくようお願いいたします。当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外・就業中担保)・突然死葬祭費用担保特約付普通傷害保険)および賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設設備賠償責任保険・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外・就業中担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項)によって構成されています。

4 各種お手続き・お問い合わせ先

1 加入手続き インターネットから受付けております。

スポあんネット

「スポあんネット」URL <https://www.sportsanzen.org/spoannet/>



STEP1 IDを取得 初回のみ

「スポあんネット」を利用するための会員登録を行い、会員IDを取得。

※会員IDをお持ちの団体は、再度会員登録を行う必要はありません。年度ごとの会員登録は不要です。



STEP2 名簿作成・登録

「スポあんネット」にログインをし、団体員名簿を作成のうえ、掛金の支払方法を選択。



STEP3 支払い

選択した方法で支払期限内に掛金およびシステム利用料を支払う。

※コンビニエンスストアまたはPay-easyでのお支払いとなります。



加入のお問い合わせ先
スポーツ安全協会コンタクトセンター
平日 9:30~17:00

ご照会にあたっては、「スポあんネット」のご利用ガイド、よくあるご質問もご確認ください。

03-5510-0033

2 事故通知・保険金請求手続き

ケガをされたとき

スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。

①団体名 ②団体代表者氏名(フリガナ)、電話番号 ③負傷者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨入院の有無

※事故通知後、被保険者(負傷者)へ保険金請求に必要な書類一式が直接送付されます。

※入院保険金請求額の合計が30万円以下の場合、東京海上日動からの求めがない限り、原則医師の診断書のご提出は不要です。

法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき

速やかに電話で下記東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

①団体名 ②団体代表者氏名、電話番号 ③加害者および負傷者(物の場合は所有者など)の住所、氏名、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物損(※1)の程度など
(※1)物損については、状況が把握できるよう現場写真や修理見積書をとっておいてください。

※示談交渉は被保険者(加害者)に行ってください。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。

突然死(急性心不全、脳内出血など)されたとき

スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。

①団体名 ②団体代表者氏名(フリガナ)、電話番号 ③被災者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因(病名)



ご注意 事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

事故のご連絡先

東京海上日動
平日
9:00~17:00

北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-027 / 011-271-7432 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	
	東北	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-037 / 022-225-6326 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16
	関東・中部・信越	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-047 / 03-6632-0479 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4
	東海	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-059 / 054-254-4235 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1
東海	岐阜 愛知 三重	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-057 / 052-201-9654 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
	北陸・近畿	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-067 / 06-6203-0677 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
	中国・四国	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-085 / 082-511-9483 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
	九州	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-095 / 092-281-8375 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

3 資料請求

各種資料のご請求は、スポーツ安全協会ホームページ または お電話(☎0120-222-410*)で受付けております。※平日 9:00~17:00 資料請求以外のご照会はお受けできません。



公益財団法人スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル8階
URL: <https://www.sportsanzen.org>

(共同引受保険会社(令和7年4月予定))

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保

幹事保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階
担当課: 公務第二部 文教公務室 ☎0120-233-801